

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要

※令和8年度事業の実施については、現時点では未定です。補助の基準額、補助率等は変更の可能性があります。

1 事業目的

有床診療所等の防火対策を推進するため、有床診療所等が実施するスプリンクラー等の整備に対して補助する。

2 事業の実施主体

有床診療所、病院及び有床助産所の開設者

3 補助対象施設

診療所、病院及び助産所のうち病床又は入所施設を有している棟
(平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令等により新たに下記4の補助区分欄に掲げる消防用設備を整備する義務の生じたもの、又は設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備するもの)

※消防用設備等の設置義務の有無については、管轄する消防本部で確認を行うこと

4 補助内容

スプリンクラー：

以下の基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない方の額に補助率（1／2）を乗じて得た額の合計額を補助（千円未満の端数切り捨て）

自動火災報知設備：

以下の基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない方の額の合計額を補助（千円未満の端数切り捨て）

補助区分	種別	基準額	加算	補助率	対象経費
スプリンクラー (対象となる棟ごと)	①通常型スプリンクラー	対象面積1㎡当たり 24千円	消火ポンプユニットを整備した場合①②に限り1施設あたり 2,460千円 加算	1／2	左記の整備に要する工事費及び工事請負費 (設計その他工事に伴う事務に要する費用は補助対象外) ※新設のみが補助対象(設置済み機器の更新は補助対象外)
	②水道連結型スプリンクラー	対象面積1㎡当たり 23千円			
	③パッケージ型自動消火設備	対象面積1㎡当たり 28千円	—		
	④消防法施行令第32条適用設備	対象面積1㎡当たり 27千円	—		
⑤自動火災報知設備		1,279千円/施設	—	定額	

- ① 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条に規定するスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く）をいいます。
- ② 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第2項第3号の2に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいいます。
- ③ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第2条に規定するパッケージ型自動消火設備をいいます。
- ④ 消防法施行令第32条適用設備消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備をいいます。
- ⑤ 自動火災報知設備の設置については、平成30年3月31日をもって設置を猶予する経過措置が終了となり、平成30年4月1日から原則として全ての施設に設置が義務づけられています。設置しないことが認められている施設が新たに設置する場合のみ、本補助金の補助対象となります。